

保存版

地区防災計画



富竹西部自治会自主防災部

目 次

第 1 目 的	1
第 2 組 織	1
1 組織の編成及び任務	
2 役員	
3 班の設置と活動内容	
第 3 平常時の活動計画	2
1 家庭における防災対策の推進	
2 防災知識の普及啓発	
3 地域における災害危険箇所の把握と避難場所の周知	
4 地元企業との連携	
5 住民の安否確認と家屋等の被害状況の調査	
6 安否確認と被害状況の調査書等の記載要領	
7 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援体制の整備	
8 防災訓練	
9 防災資機材の点検	
10 避難所外避難（車中泊を含む）に配慮した周知すべき内容	
第 4 災害発生のおそれのある場合の対応	7
1 水害	
2 雪害	
第 5 災害発生時の応急活動計画	8
1 災害情報等の収集と伝達	
2 初期消火活動	
3 避難	
4 捜索・救出・救護活動	
5 給食・給水活動	
6 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援	
7 避難所外避難を行う住民への対応	
8 関係機関との連携と対応	

【記載例】

別紙 1 安否確認・被害状況集計表（組用）	13
別紙 2 安否確認・被害状況集計表（自治会用）	14
別紙 3 安否確認・被害状況集計表（避難所用）	15

【資料】

別紙 4 検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式	16
○ 防災資機材管理運営規程	
○ 防災資機材台帳	
○ 富竹西部自治会自主防災部編成表	
○ 別紙 1～3（原紙）	
○ 地域防災マップ	

第1 目的

この計画は、富竹西部自治会自主防災部（以下「防災部」という。）の防災活動に必要な事項を定め、各種災害による被害の発生及びその拡大を阻止することを目的とする。

第2 組織**1 組織の編成及び任務**

災害時の応急活動を迅速かつ効率的に行うため、平常時から防災技術の習得や知識の向上に努める。

2 役員

防災部に部長、副部長を置き、部長は、応急活動時の指揮をとり、部長が不在のときは、副部長がその職務を行う。

3 班の設置と活動内容

各種活動を円滑に実施するため班を設置し、災害時は富竹西部自治会全員で次の活動を実施するものとする。

No.	班	平常時	災害時
1	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災部の運営全般 ・避難行動要支援者等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の集計 ・在宅避難者の把握 ・避難行動要支援者の支援 ・外部団体との連携等
2	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発 ・安否確認・被害状況調査周知 ・情報収集伝達訓練 ・防災マップの作成 ・危険箇所と避難場所等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民安否・被害状況の収集 ・防災情報の収集と伝達 ・危険箇所の広報
3	消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練 ・火災予防啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火及び警戒活動 ・防災防犯巡視
4	救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・救出救護訓練 ・資機材の整備 ・応急手当や衛生知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索・救出・救護活動 ・防災機関への協力 ・防災防犯巡視
5	避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の確認 ・避難経路の安全点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・避難者数の把握
6	給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の防災対策の推進 ・炊出訓練と備蓄品の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・炊出と飲料水の確保 ・支援物資配分

第3 平常時の活動計画

1 家庭における防災対策の推進

(1) 家屋の耐震化

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅は、耐震診断を受け、基準に満たない場合は、耐震対策等に努める。

(2) 家具類の転倒防止とガラス類の飛散防止対策

家具類の転倒による負傷者を防ぐため、金具等で固定し、ガラスなどには飛散防止フィルムを貼付する。

(3) 非常用食料の備蓄

災害時の物流の停止に対応するため、最低 7 日間分を備蓄する。

(4) 非常持ち出し袋の準備

災害時に備え準備するとともに、誰が持ち出すかを決めておく。

(5) 家族の連絡方法

災害時に離れ離れになった家族の安否確認の方法や連絡方法、集合場所や避難場所を決めておく。また、NTT 災害用伝言ダイアル「171」などを活用方法も習得しておく。

(6) 出火防止対策

次の点検項目により、出火防止に努める。

ア 点検項目

- ① 火気を使用する器具等の使用状況及びその周辺の環境整理
- ② 灯油等の可燃性液体類の保管状況
- ③ 消火器具や消火薬剤の整備状況
- ④ 住宅及びその周辺の状況
- ⑤ 住宅用火災警報器の作動状況
- ⑥ 感震ブレーカーの作動状況

イ 消火用器具の配備

各家庭に消火器や消火用バケツなどの消火用器具を備える。

2 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及啓発を行う。

(1) 普及啓発事項

普及啓発事項は、次のとおりとする。

- ア 自主防災組織及び地区防災計画に関すること
- イ 災害から命を守る基礎教育に関すること
- ウ 風水害、地震、火災等の災害対策に関すること
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- オ 備蓄対策に関すること

カ 避難行動要支援者の避難支援に関すること

キ 避難所運営に関すること

ク その他、防災に関すること

(2) 普及啓発の方法

防災知識の普及啓発方法は、次のとおりとする。

ア 防災訓練

イ 防災講話

ウ 災害図上訓練 (D I G)

エ 避難所運営ゲーム (H U G)

オ 自治会で作成するチラシ等

(3) 実施回数

毎年1回以上実施し、防災意識と知識の高揚を図る。

3 地域における災害危険箇所の把握と避難場所の周知

(1) 地域防災マップにより、自治会内の危険な場所、過去に発生した災害現場、消火栓や消火栓器具格納箱、防災倉庫の場所を把握する。

(2) 避難場所

・ 指定避難地・・・・・・富竹中学校グラウンド

・ 指定避難所・・・・・・富竹中学校

・ 自治会避難場所・・・八幡神社、隆泉寺集会所、能昌寺本堂

なお、地震発生時は、各組で選定した次の集合地に一時避難し、住民の安否確認と家屋等の被害状況を調査し、組長に報告する。

集合地一覧表

組	場所	組	場所
1 A	富竹中学校グラウンド	1 C	富竹中学校グラウンド
1 D	富竹中学校グラウンド	2 A	志村宅前
2 B	伊藤宅前	2 C	八幡神社
2 D	南側の田んぼ	3	松井宅隣の竹藪
4 A	富竹中学校グラウンド	4 B	富竹中学校東側畑
4 C	富竹中学校東側畑	5 A	功刀宅前の田んぼ
5 B	笠原宅前の田んぼ	5 C	富竹中学校グラウンド
6	松井宅隣の竹藪	7 A	河野宅付近
7 B	アパート駐車場	8	富竹信号近く 中島宅の畑
9	ハイツ山下駐車場	10	グループホームそよ風駐車場
11	グループホームそよ風駐車場	12 A	八幡神社

12 B	八幡神社	13	八幡神社
15	八幡神社	16 A	オギノ駐車場
16 C	オギノ駐車場	16 D	オギノ駐車場
17	オギノ駐車場	18 A	深沢宅前
18 B	オギノ駐車場	19	オギノ駐車場
20 A	ごみ集積所付近	20 B	ごみ集積所付近
21	ごみ集積所付近	22 A	ごみ集積所付近
22 B	アパート駐車場	23	八幡神社
24	八幡神社	25	八幡神社
26	八幡神社	27 A	保坂宅前
27 B	進徳幼稚園駐車場	27 C	進徳幼稚園駐車場
28	八幡神社	29	八幡神社
30	アパート前	31	アパート前
32	アパート前		

4 地元企業との連携

平常時から地元企業に協力を求め、災害時は連携した応急活動を行う。

5 住民の安否確認と家屋等の被害状況の調査

住民の安否確認と家屋等の被害状況を把握するため、次の活動を行う。

(1) 組員は、旅行や入院などで不在になるときは、組員に周知する

(2) 調査及び報告要領

ア 組長は、組の調査結果を別紙1に記載し、自治会長に報告する

イ 自治会長は、各組の調査内容を別紙2に集計し、貢川地区自治会連合会長に報告する

ウ 貢川地区自治会連合会長又は避難所運営委員会長は、各自治会長からの調査内容を別紙3に集計し、避難所の地域連絡員等を通じて災害対策本部に報告する

6 安否確認と被害状況の調査書等の記載要領

震度6弱以上の地震が発生した場合は、次の調査を実施する。

被 害 項 目	被 害 内 容
人 的 被 害	負傷者、死者、不明者、要救助者の数
建 物 被 害	全壊、半壊、部分損壊の状況
ライフルライン等被害	電気、ガス、上下水道、電話（インターネット回線）
その他の	通行不能箇所、道路の亀裂、護岸の破堤等

(1) 共通事項

ア 安否状況を記載する

- ① 「確認」は、「無事・軽傷・重傷・死亡」について確認された者
- ② 「不在」は、確実な情報又は捜索により不在が確認された者
- ③ 「不明」は、捜索又は救助を必要とする者

イ ア①で確認された負傷者のうち、次に該当するものを○で囲む

- ① 「軽」は、自力歩行が可能な者
- ② 「重」は、自力歩行ができない者
- ③ 「死」は、医師等が死亡と診断した者又は明らかに社会通念上の死と判断できる者

(2) 別紙1「安否確認・被害状況集計表（組用）」の記載要領

ア 組、日時、組長名を記載する

イ 全組員の住所と氏名を記載（事前に記載しておく）する

(3) 別紙2「安否確認・被害状況集計表（自治会用）」の記載要領

ア 日時、自治会長名を記載する

イ 各組の別紙1による報告に基づき、負傷者、不明者（要救助者）、家屋状況、特記事項を記載する

(4) 別紙3「被害状況集計表（避難所用）」の記載要領

ア No.、日時、地区名、避難所名、連合会長（責任者）名を記載する

イ 各自治会から別紙2による報告を集計し、災害対策本部に報告する

(5) 防災部の対応

組長から報告がない場合は、情報班を派遣して状況を確認する。

(6) 安否確認後の措置

倒壊家屋の安否確認が完了した場合は、捜索作業の重複を避けるため、できる限り別紙4のとおり、紙やダンボール紙等に活動内容を記載し、家屋に標示する。

7 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援体制の整備

要配慮者の健康状態や介護・障がいの程度、また日頃自宅で生活している場所等の把握に努めるとともに、民生委員・児童委員や地区福祉推進員等と協力して避難行動要支援者の「個別計画」を作成する等、支援体制を整備する。

8 防災訓練

災害発生時の被害の軽減と応急活動を円滑に行うため防災訓練を実施し、情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等を迅速かつ的確に行えるよう習熟する。

(1) 住民と協議し、目的や内容を明確な訓練実施計画を作成する。

(2) 訓練の種別

訓練は、総合訓練、個別訓練とし、要配慮者対策を含めて実施する。

ア 総合訓練は、甲府市総合防災訓練とし、3種以上の次の個別訓練を総合的に行うものとする。

イ 個別訓練の種類

地域において充実を必要とする訓練を年1回以上、防災部で定めた日に実施し、災害対応力を高める。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 避難誘導訓練 | ② 初期消火訓練 |
| ③ 救出救護訓練 | ④ 情報収集・伝達訓練 |
| ⑤ 給食・給水（炊き出し）訓練 | ⑥ 防災資機材の取扱い訓練 |
| ⑦ 避難所運営訓練 | ⑧ 図上訓練 |
| ⑨ 安否確認及び被災状況調査習熟訓練 | |

9 防災資機材の点検

自治会予算で、次の備蓄等を行う。

(1) 防災資機材を点検し、「防災資機材管理運営規程」及び「防災資機材台帳」により管理する。

(2) 炊出しや発電機、暖房機器等の燃料を備蓄し、定期的に入れ替える。

10 避難所外避難（車中泊を含む）に配慮した周知すべき内容

避難所外避難を行う住民に配慮し、次の内容を周知する。

(1) 避難所外避難を行う際は、隣近所や組長に行き先と連絡先を伝える。

(2) 避難所外避難を行う場所が決まったら、最寄りの指定避難所に避難先と避難者数を申告する。

(3) エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)の予防対策を周知する。

- ア その場での足踏みや、つま先立ち運動を1日数回行う
- イ 水分補給を行う
- ウ 体を圧迫しない、ゆったりとした服装を心掛ける
- エ 下肢のマッサージを行う
- オ 禁酒、禁煙を心掛けるとともに冷えを予防する

第4 災害発生のおそれのある場合の対応

1 水害

気象状況、降雨量、河川水位、短時間記録的大雨情報など、テレビやラジオ、インターネットなどで気象情報を収集し、現状を把握する。

なお、避難情報が発令された際は、甲府市が指定する避難所に避難する。

(1) 浸水・洪水に備えて

- ア 自宅への浸水防止(窓の目張り、土嚢の積上げ、トイレの逆流防止)
- イ 避難情報発令時は、要配慮者や避難行動要支援者の避難支援を行う

(2) 避難判断基準

- ア 避難情報が発令された場合
- イ 身の危険を察知した場合

(3) 避難時における留意事項

- ア 運動靴や動きやすい服装で避難する。(着替え、替え靴を持参)
- イ 冠水時は足元が見えないため、杖(探り棒)などで足元を確認する
- ウ 二次災害を考慮し、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締める

(4) 避難してはいけない状況(2階以上又は高い建物へ避難)

- ア 浸水深が50cm以上の場合
- イ 暴風雨の場合
- ウ 河川が氾濫している場合
- エ 深夜の単独避難

2 雪害

地域内の交通を確保するため、降雪の早期段階から連絡網などを活用し、次の事項を留意する中、除雪作業を行う。

なお、行政機関が主要な幹線道路の除雪を行うことから、作業の円滑化と渋滞等を避けるため、不要不急の外出を控えるとともに、地域内の除雪を行った際は、防災無線による行政からの雪捨て場の指示を待ち、それまでの間は、空き地や民有地等の空きスペース等に仮置きする。

(1) 体調管理

除雪作業は重労働であるため、定期的に休息し万全な体調で行う

(2) 1人での作業を避ける

- ア やむを得ず行う場合は、家族や隣近所に声掛けしてから行う
- イ 通信手段を携帯する（携帯電話、無線機等）

(3) 装備を整え作業する

- ア ヘルメットを着用し、動きやすい服装で作業を実施する
- イ すべり止めの効いた靴と、防寒性ゴム手袋を着用する

(4) 高所での作業時は、命綱又は安全帯を着用する

- ア 命綱は、ナイロン又は麻ロープを使う（トラロープは滑りやすい）
- イ 命綱は、屋根の反対側の柱や立木などに結ぶ
- ウ 命綱は、幅広いものを使用し、屋根の上で止まる長さにする
- エ はしごは、しっかりと固定し、軒先より 60cm 以上高くする

(5) 屋根の雪下ろし

- ア 落雪に巻き込まれないよう、除雪は屋根の上から行う
- イ 屋根は滑りやすいので、20cm 程度の雪を残し作業する
- ウ 軒先の雪は作業の終わりとし、軒下の人や電線に注意する

(6) 軒下での作業

- ア 屋根の雪下ろしを行っているときは、軒下での作業を行わない
- イ 日中の午後は、屋根からの落雪があるため軒下での作業を避ける

(7) 作業時の留意事項

- ア 除雪作業周辺で除雪車が作業している時は、接触事故などを防ぐため、安全監視員を置き、絶対に人を近付けない
- イ 雪を飛ばす方向には、人・車・建物がないことを確認する
- ウ 一酸化炭素中毒を防ぐため、暖房機の排気口周辺の除雪を行う
- エ LPG 容器周辺の除雪や雪下ろしは、ホースの破損に注意する

第5 災害発生時の応急活動計画

災害発生時、防災部長は直ちに富竹西部自治会災害対策本部（以下「自主防災本部」という。）を富竹町西部自治会公会堂に設置（被災した場合は、八幡神社）し、各班の応急活動の指揮及び貢川地区自治会連合会との情報共有に努める。

1 災害情報等の収集と伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な対応を行うため、次により情報の収集・伝達を行う。

(1) 通信手段の整備

- ア 自治会の放送設備
- イ 電話連絡網

(2) 災害情報の収集

自主防本部は、防災無線やラジオなどにより次の情報を収集する。

- ア 行政機関からの情報
- イ 災害の詳細情報
- ウ 医療関連情報・救援情報（救助・給水等）
- エ その他

(3) 被災者の情報収集と伝達

被害状況調査の結果から、負傷者（要救助者）、死者、不明者の情報等を正確に集計し、貢川地区自治会連合会長に報告するとともに、救出活動が困難な事案は、市や貢川地区自治会連合会の応援を要請する。

なお、通信網が寸断された場合は、富竹中学校避難所に報告する。

(4) 貢川地区自治会連合会長への情報伝達事項

- ア 安否確認内容と被害状況の集計結果（自治会内の被害状況含む）
- イ 在宅避難者の支援物資の数量
- ウ 行政への申請等情報
- エ その他必要事項

(5) 貢川地区自治会連合会との連携について

地区自治会連合会と連携し、必要な物資等の供給を受ける。

2 初期消火活動

(1) 火災が発生した場合は、大声で近隣に知らせるとともに、次の事項を遵守し、初期消火を行う。

- ア 消火活動は、2名以上で行うこと
- イ 火災を確認した場合は、消火器や水バケツなどで直ちに初期消火を行い、炎が天井部に達した場合は、逃げ遅れを防ぐため直ちに脱出し、消火栓器具による消火活動に切り替えること

(2) 自主防本部は、次の対応を行う。

- ア 火災の連絡を受けた場合の消防機関と消防団への通報（ライフラインが寸断されている場合は、富竹中学校避難所への伝達及び消防隊に情報提供をするための火災発生からの経過の記録）
- イ 消火に必要な資機材と被害の少ない組からの人員の確保

3 避難

人命に危険が生じるおそれがあるとき又は危険が生じた場合は、集合地等に一時避難して安否を確認した後、自宅での生活が困難な場合は、富竹中学校避難所（水害時は、甲府市が指定した避難所）に避難する。

なお、避難誘導班は、被害状況を考慮する中、住民を安全に避難所まで誘導する。

（1）次の場合は、避難を開始する。

ア 避難情報が発令されたとき

イ 明らかに人命への危険を及ぼす現象が確認されたとき

（2）水害時の避難における留意事項

ア 道路の側溝やマンホールが見えにくいため、さぐり棒（杖、傘など）を持参し、足下を確認しながら避難する

イ 転倒時の怪我防止のため、両手に荷物を持たない

ウ 長靴は浸水すると動きにくくなるため、濡れても歩きやすい靴で避難する（替えの靴と着替えを持参）

エ 浸水深50cm以上では、歩行が困難なため、避難せず自宅の2階以上又は高い建物の上階に避難する（組長や自治会長に連絡をとる）

（3）地震時における避難手順

ア 組員は、安否確認と被害状況を調査し、集合地に一時避難する

イ 集合地で余震が収まるのを待ち、自宅での生活が困難な住民は、富竹中学校避難所に避難し、それ以外の住民は帰宅する。

4 捜索・救出・救護活動

住民は、安否確認と被害状況調査を行い、安否不明の住民は「不明者」と仮定し、次の事項を遵守して捜索・救出・救護活動を開始する。

（1）捜索・救出活動を行ってはならない状況

ア 単独での活動

イ 夜間や昼間でも明るさが確保できない場合

ウ 活動時の安全が確保できない場合

エ 避難指示が発令されている場合

オ 余震の継続等により二次災害が発生するおそれのある場合

（2）捜索活動

ア 捜索の手順（2名以上で行うこと）

① 不明者宅及び周辺の呼びかけ

② 応答がない場合は、組長等と家屋への進入を協議する

③ 家屋への進入又は他の場所を捜索する

イ 捜索活動時の留意点

- ① 不明者宅を捜索する際は、捜索前の状況を撮影しておく
- ② 開口部を破壊した場合は、活動終了後にブルーシート等で覆う
- ③ 活動終了後は、別紙4のとおり、活動内容を家屋に標示する

(3) 救出活動

要救助者を確認した場合は、速やかに組長に報告し、組長は住民を招集して、救出活動を開始するとともに、自主防本部に応援を要請する。

なお、次の事項を遵守する中、二次災害の防止に努める。

- ア 活動は3人以上で行うこと（指揮する者1人、活動する者2人）
- イ 死亡の判断をしない
- ウ 要救助者に近づいたときは、機械作業から手作業に切り替える
- エ 活動時の経過を医師等に説明するため、記録を取る

(4) 救護活動

救出した要救助者は、医療救護所又は近隣の医療機関に搬送し、救出方法など詳細な状況を、医師等に説明する。

また、搬送できない場合は、現場に医師を出向かせることも考慮する。

ア 遵守事項

- ① むやみに水、食料、薬を与えない
- ② 負傷部位が確認できない場合でも、医師の診察を受けさせること
- ③ 二次感染症に注意する

イ 医療救護所及び近隣の医療機関

- ① 医療救護所は、富竹中学校避難所に開設状況を確認する。
- ② 井出整形外科医院 Tel 055-221-7220

(5) 自主防本部の対応

各組からの情報を集計し、貢川地区自治会連合会長に報告するとともに、次の措置を講ずる。

- ア 活動人員が不足している現場への人員の派遣
- イ 要救助者が確認された場合の消防機関等への通報

5 給食・給水活動

飲食料や炊き出し等の燃料、生活必需品等を確保する。

自宅で避難生活を行う者（在宅避難者）は、燃料を節約するため食料を持ち寄り、協同で炊き出し等を行う。

なお、自主防本部は、支援物資の供給を受けた場合は、乳幼児や高齢者に配慮して配分する。

(1) 食料の確保

- ア 地区内の食料品店等から購入
- イ 支援物資の供給を依頼
- ウ 近隣農家より食材調達の支援

(2) 飲料水及び生活用水の確保

- ア 貢川小学校の非常用貯水槽の水
- イ 富竹中学校に配置の緊急時用浄水機で浄化した水
- ウ 給水車による水
- エ 支援物資等
- オ 自治会内の手押し井戸ポンプで汲み上げた水

6 要配慮者と避難行動要支援者に対する支援

- (1) 災害時は、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援にあたり、人員が不足した場合は、自主防本部に応援を要請する。
- (2) 復興期は、食事、トイレ、入浴などの生活支援や、り災証明申請などの行政機関への諸手続等、可能な範囲で支援を行う。

7 避難所外避難を行う住民への対応

- 安否確認を行う際に避難所外避難を行う旨を確認し、次の内容を伝える。
- (1) 避難所外避難を行う時は、隣近所や組長に行き先と連絡先を伝える。
- (2) 避難所外避難を行う場所を確定した場合は、最寄りの指定避難所に、その場所と避難人員を申告する。

8 関係機関等との連携と対応

- (1) 隣接する自主防災組織と連携を図る。
- (2) 貢川地区自治会連合会と一体となった応急活動を行う。
- (3) 災害ボランティアや民間団体からの協力を得て、早期復旧に努める。

【記載例】

丸の内自治会 安否確認・被害状況集計表 (組用)

3 組 平成30年 4月16日(月) 16時00分 組長 武田 平男

集計内容

- ・軽症 2名
 - ・重症 2名
 - ・死者 1名
 - ・不明者 1名 (うち要救助者 1名)
 - ・部分損壊家屋 1棟
 - ・半壊家屋 1棟
 - ・全壊家屋 1棟
 - ・使用可能ライフライン なし
 - ・その他 (不在 10名)

富士一男宅前道路陥没、下町神社前道路通行不能

【記載例】

丸の内自治会 安否確認・被害状況集計表（自治会用）

平成30年 4月16日(月) 17時00分 自治会長 武田 一太郎

集計内容

- ・軽症 3名
 - ・重症 2名
 - ・死者 1名
 - ・不明者 2名 (うち要救助者 1名)
 - ・部分損壊家屋 1棟
 - ・半壊家屋 2棟
 - ・全壊家屋 1棟
 - ・使用可能ライフライン なし
 - ・その他 (不在 20名)

富士一男宅前道路陥没、下町神社前道路通行不能

【記載例】

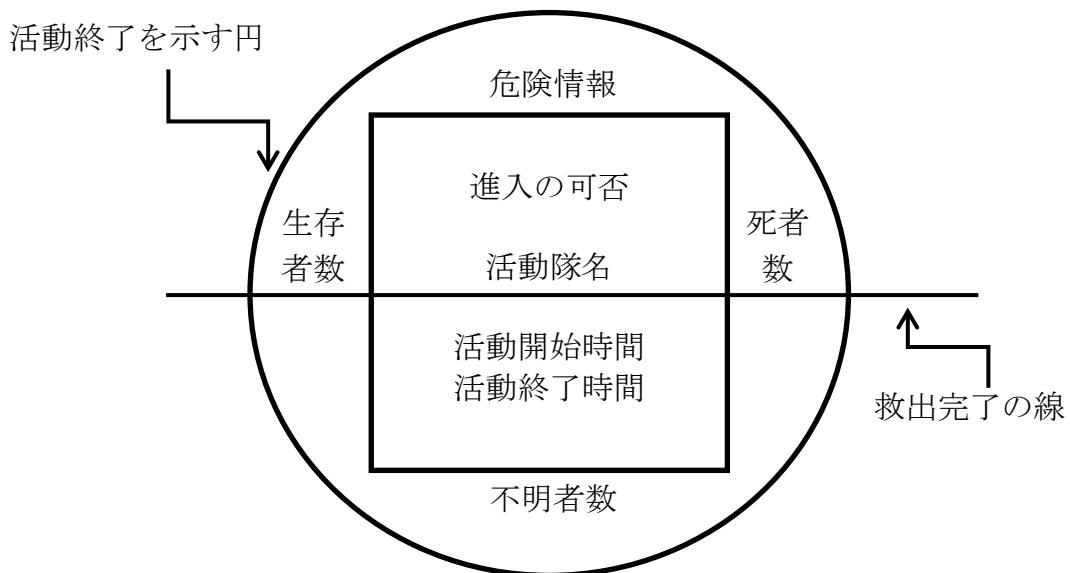
地区自治会連合会 被害状況集計表 (避難所用)

No. 1	平成30年 4月16日（月）19時00分	地区名	府中	避難所名	丸の内小	会長名	武田 和男
-------	----------------------	-----	----	------	------	-----	-------

検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式

1 標記方法

倒壊家屋などを捜索した場合は、次の要領で標記します。



2 【事案例】

倒壊家屋などを捜索した場合は、次の要領で標示します。

- ① 屋根等が倒壊しているため、支柱が必要
 - ② 建物内への進入は、可能
 - ③ 活動隊名 富竹西部自治会自主防災部
 - ④ 確認日時 2018年4月16日 15時30分
 - ⑤ 居住者数6名中、生存者(救出含)3名、行方不明者2名、死者1名

【標示例図】



富竹西部自治会自主防災部防災資機材管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、富竹西部自治会自主防災部の防災資機材（以下「防災資機材」という。）の管理運営について定めることを目的とする。

(管理)

第2条 防災資機材は、防災資機材台帳を作成し、防災部が管理する。

(鍵の保管者)

第3条 倉庫の鍵は、自治会長及び副会長がそれぞれ保管する。

(保守)

第4条 防災資機材の保守は、防災部が定期的に点検などを行い、災害に備えて常に正常な状態を保つこと。

(備蓄食料)

第5条 米、野菜などは農家と連携して必要量の確保を図る。

(燃料)

第6条 ガソリン等燃料は、概ね3日分を自治会長が保管し、災害時の供給については、予め自治会内の農家と連携し、必要量の確保に努める。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、自治会総会等で協議し決定する。

(附則)

本規程は、平成30年4月1日から実施する。

防災資機材台帳

No.	資機材名	数量	保管場所	備考
1	プロパンガス (20kg)	2	倉庫	
2	ガスコンロ	2	倉庫	
3	5升釜とコンロ台	2	倉庫	
4	1斗釜とコンロ台	1	倉庫	
5	テント(大)	4	倉庫	
6	テント(小)	2	倉庫	
7	テーブル(大・小)	20	公会堂	
8	パイプ椅子	50	公会堂	
9	有線放送一式	1	公会堂	
10	石油ストーブ	3	公会堂	
11	リヤカー	1	倉庫	
12	一輪車	3	倉庫	
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
備考 ※備蓄食料等は、当自治会の農家。より提供を受ける。				

富竹西部自治会自主防災部編成表

部長	副部長	班名	班員
自治会長	副会長	総務班 情報班 消火班 救出 救護班 避難 誘導班 給食 給水班	災害時は 全員で 対応する

富竹西部自治会 安否確認・被害状況集計表（組用）

組 平成 年 月 日 () 時 分 組長

集計内容

- ・軽症 名 ・重症 名 ・死者 名 ・不明者 名 (うち要救助者 名)
 - ・部分損壊家屋 棟 ・半壊家屋 棟 ・全壊家屋 棟
 - ・使用可能ライフライン
 - ・その他 (不在 名)

富竹西部自治会 安否確認・被害状況集計表（自治会用）

平成 年 月 日 () 時 分 自治会長

集計内容

- ・軽症 名 ・重症 名 ・死者 名 ・不明者 名 (うち要救助者 名)
 - ・部分損壊家屋 棟 ・半壊家屋 棟 ・全壊家屋 棟
 - ・使用可能ライフライン
 - ・その他 (不在 名)

地区自治会連合会 被害状況集計表 (避難所用)

No.	平成	年	月	日	()	時	分	地区名	貢川	避難所名	富竹中学校	会長名
-----	----	---	---	---	-----	---	---	-----	----	------	-------	-----